

ピアノ科指導者になるには（准指導者制度・初級指導者制度）

スズキ・メソードのピアノ科指導者もなるには、『[准指導者制度](#)』と『[初級指導者制度](#)』の2つの方法があります。

★各用語の解説は、16 ページ以降をご参照ください。

【ピアノ科准指導者制度】

☆准指導者制度では、まず研修生になって、実技や指導法の講習を受けます。

☆講習を終えて認定試験に合格すると、ピアノ科准指導者に登録され、正式にスズキ・メソードの指導者として活動できるようになります。

I. 研修生になるには

『研修生試験』を受けて合格することで、研修生になることができます。

1. 受験資格

研修生試験を受けるには、次の①～③の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 高等学校を卒業している方、またはそれと同等以上の学力をお持ちの方
- ② 本会の卒業制度における「才能教育課程卒業」を修了している方、またはそれと同等の演奏能力をお持ちの方
※ピアノ科「才能教育課程卒業」の課題曲は以下です。（1 曲を選択）
 - ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 26 番ニ長調「戴冠式」K. 537
 - ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 23 番イ長調 K. 488
 - ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 12 番イ長調 K. 414
- ③ 正指導者（1 名）の推薦を受けている方、または会長が適当と認めた方
※「才能教育課程卒業」修了生は、可能であれば親指導者の推薦を受けてください。

2. 申請書類

研修生試験の申し込みには、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 研修生試験申請書（様式 1） [*所定の書式を使用すること](#)
- ② 研修生試験推薦書（様式 2） [*所定の書式を使用すること](#)
- ③ 「スズキ・メソードの指導者を志望する動機について」というタイトルの 1,000 字以内の文章
※原稿用紙に手書きしても、パソコン等で入力しても、どちらでも構いません。

①～③が揃い次第、本部事務局（〒390-8511 松本市深志 3-10-3）までお送りください。
申請書類は、随時受け付けています。

3. 研修生試験

研修生試験では、課題曲の演奏審査と面接を行います。

試験の日時と会場は、申請書類の提出を受けて、個別に設定されます。

課題曲：卒業制度における「才能教育課程卒業」課題曲より、1曲を選択

試験料：11,000 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※伴奏者は受験者ご自身で手配をお願いします。

審査は、原則として地区の担当指導者 2 名が担当します。

試験結果は、後日郵送でお知らせします。

※事情により対面での審査が難しい場合は、動画による演奏審査や、オンラインでの面談が認められることがあります。

Ⅱ. 研修生の義務

研修生試験に合格し、研修生として登録されると、次の義務が生じます。

- 公益社団法人才能教育研究会の正会員となること
 - 正会員登録を行い、会費を納入します。
（入会金：5,000 円、正会員会費：26,400 円／年）
 - 全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に出席します。
- 所定の講習を受講し、准指導者資格の認定に向けて研鑽すること

Ⅲ. 研修生の講習

1. 実技・指導法レッスン

教本『鈴木鎮一ピアノ指導曲集』に含まれる、初歩から「才能教育課程卒業」までの全ての曲について、受持担当指導者と親指導者からレッスンを受けます。

研修生はレッスンを通して、スズキ・メソード指導者としての心得や理念、奏法その他、生徒・保護者への対応等、実際の指導に必要な内容を学びます。

受講料（補助あり）：2,750 円／時間（消費税 10%込）

受講料（補助終了後）：5,500 円／時間（消費税 10%込）

※研修スタートから 3 年以内、もしくは受講時間が 40 時間に達するまでは、研修生補助として受講料の半額を才能教育研究会が負担します。

※レッスン時に会場費が発生する場合は、研修生の負担となります。

※伴奏者が必要な場合は、研修生ご自身で手配をお願いします。

【曲習得確認試験】

実技・指導法レッスンで学習した教本曲は、曲習得確認試験という形で発表し、立ち合いの指導者（2 名以上）による評価を受け、合格することで習得が認められます。試験は以下のように行います。

日時・会場：受持担当指導者が実施時期を判断し、会場を指定する

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

課題曲：教本曲全曲（「才能教育課程卒業」課題曲を含む）を複数回に分けて発表する。

1 回の試験で発表する曲数に制限はなく、複数巻の試験を同日に行うことも可能。

発表方法：教本 1～4 巻の曲は全て暗譜で演奏する。

※伴奏付きの曲を発表する場合は、研修生が伴奏者を手配してください。ただし、受持担当指導者の判断により、無伴奏にて実施することも可能です。

2. 指導現場の見学

研修生は、実技・指導法レッスンの受講と並行して、実際の指導現場を見学します。

見学先は 3 名以上の正指導者の教室とし、各教室で対象の生徒を 5 名以上選びます。

レッスンは、生徒 1 名につき、少なくとも 4 回連続で見学します。

※研修生が「才能教育課程卒業」を修了している場合は、見学先を 2 名の正指導者の教室に減らすことができます。

3. 指導現場での高等科までの指導実習体験

「才能教育課程卒業」課題曲までの曲習得確認試験を終えると、指導実習を始められます。

指導実習では、実際の教室で生徒への指導を体験します。

実習先は、受持担当指導者・親指導者・または同地区の他の正指導者のうち 2 名の教室とし、各教室で 10 時間以上の指導を行います。

実習料：2,750 円／時間（消費税 10%込）

4. 才能教育法講義の受講

1 回 90 分の才能教育法講義を、年 2 回受講します。

才能教育法講義が開催されるのは、基本的に会主催行事（全国指導者研究会と夏期学校）の期間中です。講師は開催ごとに選ばれるので、講義の内容は毎回少しずつ異なります。

受講料：3,300 円／回（消費税 10%込）

※この他に、実践的な才能教育法を、受持担当指導者による実技・指導法レッスンを通じて修得します。

5. 会主催行事への出席

全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に出席することは、研修生の義務となっています。欠席する場合は、欠席届を提出する必要があります。

全国指導者研究会は、1 回につき 15,000 円～20,000 円程度の参加費が発生します。

夏期学校は、研修生として参加するのであれば、参加費の請求は行われません。

※行事の出席者には、条件付きで交通費の補助が支給されます。

※会主催行事の他に、可能な限りヴァイオリン科または地区主催の研究会にも参加してください。

6. 課題図書・動画の購読について

研修生は、下記の課題図書と課題動画を購読・視聴してください。

番号	書名（動画名）	著者（出演者）
課題図書 1	愛に生きる	鈴木鎮一 著
課題図書 2	奏法の哲学	鈴木鎮一 著
課題図書 3	才能開発は 0 歳から（復刻版）	鈴木鎮一 著
課題図書 4	幼児の才能教育	鈴木鎮一 著
課題図書 5	どの子も育つ教育法 ー本郷小学校の実験教室ー	才能教育研究会 発行
課題動画 1	「どの子も育つ、育て方ひとつ」	鈴木鎮一 出演

各課題図書・動画の購読・視聴を終えたら、都度 1,000～2,000 字程度のレポートを作成して、本部事務局にご提出ください。提出されたレポートは、親指導者と受持担当指導者が読み、評価します。

※レポートの作成方法は、手書きまたはパソコン等による入力のどちらでも結構です。

7. 講習終了の目安

研修生は3年を目途に全ての講習を修了してください。受講期間は最長6年です。

※講習修了前であっても、受持担当指導者の判断により、特別講師から研究科各曲のレッスンを受講することができます。研修生として受講した研究科各曲のレッスンは、准指導者認定後に正指導者となるために必要な研修の一環として扱われます。

IV. 准指導者資格の認定

1. 認定試験

研修生の准指導者認定試験として、以下の2つの試験を行います。

(1) 楽器実技試験

全ての講習を修了した後に実施します。

審査員は担当指導者2名、または担当指導者1名と正指導者1名（親指導者を除く）が務めます。

課題曲：「才能教育課程卒業」課題曲より1曲

※演奏は暗譜で行うことが望ましいです。

試験料：11,000円（消費税10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※伴奏者は研修生ご自身で手配する必要がありますが、謝礼は本会が支払いますので、請求書または領収書を本部事務局へ提出してください。

(2) 音楽理論・ソルフェージュ等の試験

研修生は音楽理論、ソルフェージュ（視唱・視奏）、聴音（旋律・和音）について自己研鑽し、任意のタイミングで試験の実施を申請することができます。

自己研鑽のための教材や検定内容の指針は、文書または動画の形で提供されます。

試験料：5,500円（消費税10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

☆音楽大学、音楽短期大学、教育学部音楽科等、これに準ずるカリキュラムを有する学科を卒業している研修生は、音楽理論・ソルフェージュ等の試験を免除されます。

再試験の実施が必要となった場合は、改めて試験料の請求が行われます。

2. 評価

研修生が准指導者認定に必要な力を身につけているかどうかは、認定試験への合格に加え、以下の2つの評価を踏まえて総合的に判断されます。

(1) 指導実習による指導実技評価

指導実習に携わった2名の指導者（原則として受持担当指導者と親指導者）が、その際の研修生の指導に対して評価を行い、結果を本部事務局に提出します。

(2) 研修終了後のレポート

研修生は全ての講習を修了した後、任意のタイトルで1,500～2,000字程度のレポートを作成し、本部事務局へ提出します。提出されたレポートを、受持担当指導者と親指導者が読み、評価を付けます。

※レポートの作成方法は、手書きまたはパソコン等による入力ของどちらでも結構です。

3. 准指導者認定の手続き

研修生が全ての認定課題に合格したら、以下のような手続きを経て准指導者資格の認定が行われます。

研修生：住民票の写し、健康診断書、履歴書各1通を本部事務局へ提出する。

受持担当指導者・親指導者：それぞれ推薦状を1通書き、本部事務局へ提出する。

会長：申請書類一式の提出を受け、研修生を准指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長：理事会による決議を経て、准指導者資格の認定について最終的な判断をする。

准指導者認定を受けると……

◎スズキ・メソードの指導者として、正式に自身のピアノ教室を開くことができます。

◎本会の生徒（会員）を自身の教室に所属させ、指導にあたることができます。

※スズキ・メソードのレッスンを受けるには、本会の会員であることが条件となっています。

そのため、認定指導者は、指導する生徒やご家族に会員登録をしていただく必要があります。

V. 准指導者の義務

准指導者として認定を受けると、以下①～④の義務が課されます。

① 教育部部員となり、部員資格認定料を納入する。

認定料：80,000円（消費税10%込）

- ② 各地区指導者会に所属し、教育部規程を遵守する。
- ③ 全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に参加する（研修生と同じ）。
- ④ 卒業制度における研究科各曲を中心に、特別講師等よりレッスンを受講する。
※特別講師が認めた場合は、研究科各曲のレッスン受講は免除されます。

受講料：11,000 円／時間（消費税 10%込）

※レッスン時に会場費が発生する場合は、受講者の負担となります。

※伴奏者が必要な場合は、受講者ご自身で手配をお願いします。

VI. 正指導者との違い

- 准指導者には、正指導者が持つ被選挙権はありません。
- 准指導者が受け持つ生徒は、「才能教育課程卒業」までの卒業検定を提出可能です。
- 准指導者は研究科各曲のレッスンを受講する義務があります。

VII. 正指導者資格の認定

1. 認定試験

研究科各曲のレッスンを全て終了したら、正指導者認定試験として、研究科最終課程曲の公開演奏試験を行います。試験には次の①～③の内、1名以上（最大3名）が立ち合い、審査を行います。

- ① ピアノ科特別講師
- ② 受験者が所属する地区の担当指導者
- ③ ピアノ科正指導者（受験者の親指導者を含む）

課題曲：以下の「研究科B」課題曲より、1曲を選択

- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第23番 「熱情」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第8番 「悲愴」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第14番 「月光」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第17番 「テンペスト」

試験料：16,500 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

本会の指導者はこの試験を聴講することができます。該当地区の指導者には、日時などの情報をお知らせします。

2. 正指導者認定の条件

准指導者が正指導者認定を受けるためには、以下の①～③の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 准指導者としての経験が1年以上であること。
- ② 自身の教室に所属する生徒の卒業検定を提出した経験があること。
- ③ 教育部規程を遵守していること。

3. 正指導者認定の手続き

准指導者が認定試験に合格し、認定条件を満たしていることが確認されたら、以下のような手続きを経て正指導者資格の認定が行われます。

担当指導者・特別講師：各1名がそれぞれ推薦状を1通書き、本部事務局へ提出する。

会長：申請書類一式の提出を受け、准指導者を正指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長：理事会による決議を経て、正指導者資格の認定について最終的な判断をする。

ピアノ科准指導者制度における指導者認定の手続きは以上です。

ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。

【ピアノ科初級指導者制度】

☆初級指導者制度では、まず必要な書類を提出し、認定試験を受けます。

☆認定試験に合格すると、ピアノ科初級指導者に登録し、正式にスズキ・メソードの指導者として活動できるようになります。

☆その後は、教室を開いて生徒の指導を行いつつ、准指導者認定を目指して次の段階の講習に進みます。

I. 初級指導者となるには

『初級指導者認定試験』を受けて合格することで、初級指導者となることができます。

1. 受験資格

初級指導者認定試験を受けるには、次の①または②のいずれかの条件を満たしている必要があります。

- ① スズキ・メソード出身（在籍中を含む）で、卒業制度における「研究科B」を卒業し、親指導者またはピアノ科地区委員長の推薦を受けている方。

- ② 音楽大学・音楽短期大学・教育学部音楽科ピアノ専攻のいずれかを卒業した方、またはこれに準ずる方。(スズキ・メソードの出身者であるかどうかは問わない。)

2. 申請書類

初級指導者認定試験の申し込みには、次の①～⑤（必要な場合は⑥）の書類を提出してください。

- ① 認定試験申請書 **所定の書式を使用すること*
- ② 履歴書
- ③ 最終学歴の卒業証明書
- ④ 鈴木鎮一著「愛に生きる」または「才能開発は 0 歳から（復刻版）」の読書レポート(1,000 字程度、手書きまたはパソコン等による入力のいずれでも可。)
- ⑤ 志望動機(400 字以内、手書きまたはパソコン等による入力のいずれでも可。)
- ⑥ 認定試験推薦書(受験資格②を満たす場合は提出不要) **所定の書式を使用すること*

上記の書類が揃い次第、本部事務局(〒390-8511 松本市深志 3-10-3)までお送りください。

申請書類は、随時受け付けています。

4. 初級指導者認定試験

初級指導者認定試験では、課題曲と自由曲による演奏審査と、面接を行います。

試験の日時と会場は、申請書類が提出され次第、個別に設定されます。

課題曲：後述の課題曲一覧より、当日指定される数曲（演奏は暗譜でなくてよい）

自由曲：5～10 分程度の小曲で、楽譜出版のあるもの（暗譜で演奏する）

試験料：11,000 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会の負担となります。

試験には、地区の担当指導者 3 名が立ち合い、審査を行います。

立会指導者は、演奏審査と面接の全過程を録画し、個別の評価を添えて特別講師に提出します。

試験の可否は、最終的に特別講師が決定し、受験者には後日郵送で通知されます。

※事情により対面での審査が難しい場合は、動画による演奏審査や、オンラインでの面接が認められることがあります。

[初級指導者認定試験：課題曲一覧]

教本 1 巻より

キラキラ星変奏曲／鈴木鎮一、ぶんぶんぶん／ボヘミア民謡、かっこう／ドイツ民謡、
ちょうちょう／ドイツ民謡、こどもの歌／フランス民謡、ロンドン橋／イギリス民謡

メリーさんの羊／アメリカ童謡、むすんでひらいて／民謡、月の光／リュリ
ロング・ロング・アゴー／ベイリー、おともだち／クワタル、アラビアの歌／作曲者不詳
アレグレット 1／チェルニー、冬よ さようなら／民謡、アレグレット 2／チェルニー
クリスマスデイ・シークレット／デュットン、アレグロ／鈴木鎮一、ミュゼット／作曲者不詳

教本 2 巻より

エコセーズ／フンメル、短い物語／リヒナー、楽しき農夫／シューマン、
メヌエット ト長調 クラヴィア組曲 ト短調 BWV822 より／J.S. バッハ、
メヌエット ト長調 アンナ・マクダレーナ・バッハのための音楽帳より BWV.Anh.116／作曲者不詳

*楽譜についてのお問い合わせはこちら

academy@suzukimethod.or.jp

5. 初級指導者認定の手続き

初級指導者認定試験に合格すると、以下のような手続きを経て初級指導者資格の認定が行われます。

合格者：住民票の写し、健康診断書、履歴書各 1 通を本部事務局へ提出する。

会長：申請書類一式の提出を受け、合格者を初級指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長：理事会による決議を経て、初級指導者資格の認定について最終的な判断をする。

初級指導者認定を受けると……

◎スズキ・メソードの指導者として、正式に自身のピアノ教室を開き、「才能教育課程卒業」を提出するまでの本会ピアノ科生徒を指導することができます。

◎本会の生徒（会員）を自身の教室に所属させ、指導にあたることができます。

※スズキ・メソードのレッスンを受けるには、本会の会員であることが条件となっています。

そのため、認定指導者は、指導する生徒やご家族に会員登録をしていただく必要があります。

Ⅱ. 初級指導者の義務

初級指導者として認定を受けると、以下①～⑤の義務が課されます。

① 公益社団法人才能教育研究会の正会員として登録し、会費を納入する。

入会金：5,000 円

正会員会費：26,400 円／年

- ② 教育部部員となり、初級指導者の資格認定料を納入する。
認定料：30,000 円（消費税 10%込）
- ③ 各地区指導者会に所属し、教育部規程を遵守する。
- ④ 全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に参加する。
- ⑤ 所定の講習を受講し、准指導者資格の認定に向けて研鑽する。

Ⅲ. 初級指導者の講習

1. 教本指導法レッスン

受持担当指導者より、教本 1 巻～8 巻の全曲及び才能教育課程卒業曲の指導法レッスンを受講し、曲毎に修了認定を受けます。

初級教本曲（1 巻～6 巻「ソナタ K.545」までの全曲）のレッスンは、10～20 時間程度受講します。

中級教本曲（6 巻「ソナタ K.545」以降～8 巻までの全曲及び才能教育課程卒業曲）のレッスンは、10～15 時間程度受講します。

受講料（補助あり）：2,750 円／時間（消費税 10%込）

受講料（補助終了後）：5,500 円／時間（消費税 10%込）

※受講開始から 3 年以内、もしくは受講時間が 40 時間に達するまでは、指導者養成のための補助として、受講料の半額を才能教育研究会が負担します。

※レッスン時に会場費が発生する場合は、受講者の負担となります。

※伴奏者が必要な場合は、受講者ご自身で手配をお願いします。

☆中級教本曲のレッスンについては、特別講師による模擬レッスン審査を受け、合格と認められた場合、受講を免除することができます。免除までの流れは以下の通りです。

- 1) 模擬レッスンで指導する曲目を決定して本部事務局に報告し、特別講師の了承を得る。
- 2) 親指導者または担当指導者 1 名の立ち会いのもとで模擬レッスンを行い、その様子を撮影して本部事務局に動画データを提出する。
- 3) 提出された動画を特別講師が審査し、合格と認められると、中級教本曲のレッスンを免除される。

模擬レッスン審査料：11,000 円／時間（消費税 10%込）

2. 指導現場の見学

教本指導法レッスンの受講と並行して、正指導者の教室で実際の指導現場を 20～30 時間程度見学します。

☆初級指導者がスズキ出身であるなど、指導現場の経験が十分にある場合は、受持担当指導者と地区委員長との判断により、見学時間を大幅に短縮できます。

具体的には、親指導者以外の正指導者の教室を 1 回以上見学し、レポートを提出すれば、実際の見学時間にかかわらず、見学修了とみなされます。

3. 才能教育法講義の受講

1 回 90 分の才能教育法講義を、年 2 回受講します。

才能教育法講義が開催されるのは、基本的に会主催行事（全国指導者研究会と夏期学校）の期間中です。講師は開催ごとに選ばれるので、講義の内容は毎回少しずつ異なります。

受講料：3,300 円／回（消費税 10%込）

※この他に、実践的な才能教育法を、受持担当指導者による教本指導法レッスンを通じて修得します。

IV. 准指導者資格の認定

1. 准指導者認定の課題

初級指導者が准指導者認定を受けるには、以下の（1）～（3）の全てに合格する必要があります。

（1）楽器実技試験

全ての講習を修了した後に実施します。

審査員は担当指導者 2 名（親指導者を除く）が務めます。

※担当指導者 2 名を確保できない地区では、担当指導者 1 名の立会で試験を行い、その様子を撮影して事務局へ提出します。提出された映像をもとに、特別講師が合否を判定します。

課題曲：以下の「才能教育課程卒業」課題曲より、1 曲を選択（演奏は暗譜で行うことが望ましい）

- ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 26 番ニ長調「戴冠式」K.537
- ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 23 番イ長調 K.488
- ・モーツァルト作曲 協奏曲 第 12 番イ長調 K.414

試験料：11,000 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※伴奏者は研修生ご自身で手配する必要がありますが、謝礼は本会が支払いますので、請求書または

領収書を本部事務局へ提出してください。

再試験の実施が必要となった場合は、改めて試験料の請求が行われます。

(2) 音楽理論・ソルフェージュ等の試験

初級指導者は音楽理論、ソルフェージュ(視唱・視奏)、聴音(旋律・和音)について自己研鑽し、任意のタイミングで試験の実施を申請することができます。

試験料：5,500 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

※音楽大学、音楽短期大学、教育学部音楽科等、これに準ずるカリキュラムを有する学科を卒業している研修生は、この試験を免除されます。

再試験の実施が必要となった場合は、改めて試験料の請求が行われます。

(3) レポート審査

初級指導者は「スズキ・メソッドについて」というタイトルで1,500～2,000字程度のレポートを作成し、本部事務局へ提出します。(手書きまたはパソコン等による入力のいずれでも可。)

提出されたレポートは、親指導者と担当指導者が審査します。

2. 准指導者認定の条件

初級指導者が准指導者認定を受けるには、次の①～③の条件を全て満たす必要があります。

① 自身の教室を開設し、所属する生徒の指導を行っていること。

② 自身の教室に所属する生徒の卒業検定を提出した経験があること。

☆卒業検定を提出する段階まで進んだ生徒がいない場合は、担当指導者または親指導者の教室にて、卒業課題曲の録音に向けて行われるレッスンを 5 回以上見学し、録音当日まで立ち会った後に見学記録を提出することで、代替とすることができます。

③ 本会主催行事への出席等、初級指導者の義務を果たしていること。

3. 准指導者認定の手続き

初級指導者が全ての課題に合格し、認定条件を満たしていることが確認されたら、以下のような手続きを経て准指導者資格の認定が行われます。

受持担当指導者・親指導者：それぞれ推薦状を 1 通書き、本部事務局へ提出する。

会長：申請書類一式の提出を受け、初級指導者を准指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長：理事会による決議を経て、准指導者資格の認定について最終的な判断をする。

4. 准指導者認定までの目安

初級指導者は、原則として認定から3年以内に准指導者資格を取得するよう努めるものとします。

V. 准指導者の義務

准指導者として認定を受けると、以下①～④の義務が課されます。

- ① 准指導者資格認定料を納入する。
認定料：50,000 円（消費税 10% 込）
- ② 各地区指導者会に所属し、教育部規程を遵守する。（初級指導者と同じ）
- ③ 全国指導者研究会、夏期学校、その他本会が主催する行事に参加する。（初級指導者と同じ）
- ④ 卒業制度における研究科各曲を中心に、特別講師等よりレッスンを受講する。
※特別講師が認めた場合は、研究科各曲のレッスン受講は免除されます。

受講料（特別講師）：11,000 円／時間（消費税 10% 込）

※会場費が発生する場合は、受講者の負担となります。

VI. 正指導者との違い

- 准指導者には、正指導者が持つ被選挙権はありません。
- 准指導者が受け持つ生徒は、「才能教育課程卒業」までの卒業検定を提出可能です。（研究科は不可）
- 准指導者には、研究科の各曲について、レッスンを受講する義務があります。

VII. 正指導者資格の認定

1. 認定試験

研究科各曲のレッスンを全て終了したら、正指導者認定試験として、研究科最終課程曲の公開演奏試験を行います。試験には次の①～③の内、1名以上（最大3名）が立ち合い、審査を行います。

- ① ピアノ科特別講師
- ② 受験者が所属する地区の担当指導者

③ ピアノ科正指導者（受験者の親指導者を含む）

課題曲：以下の「研究科 B」課題曲より、1 曲を選択

- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第 23 番 「熱情」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第 8 番 「悲愴」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第 14 番 「月光」
- ・ ベートーヴェン作曲 ソナタ 第 17 番 「テンペスト」

試験料：16,500 円（消費税 10%込）

※会場費が発生する場合は本会が負担します。

本会の指導者はこの試験を聴講することができます。該当地区の指導者には、日時などの情報をお知らせします。

2. 正指導者認定の条件

准指導者が正指導者認定を受けるためには、以下の①～③の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 准指導者としての経験が1年以上であること。
- ② 自身の教室に所属する生徒の卒業検定を提出した経験があること。
- ③ 教育部規程を遵守していること。

3. 正指導者認定の手続き

准指導者が認定試験に合格し、認定条件を満たしていることが確認されたら、以下のような手続きを経て正指導者資格の認定が行われます。

担当指導者・特別講師：各1名がそれぞれ推薦状を1通書き、本部事務局へ提出する。

会長：申請書類一式の提出を受け、准指導者を正指導者として認定することを理事会に上申する。

理事長：理事会による決議を経て、正指導者資格の認定について最終的な判断をする。

初級指導者受験時に推薦した指導者、もしくは教本指導法レッスンの担当指導者は、初級指導者が正指導者資格認定に至るまで、サポートします。

ピアノ初級指導者制度における指導者認定の手続きは以上です。

但し、会長が特に認めた場合は、この限りではありません。

ピアノ科指導者養成に関する用語説明

◆才能教育研究会／スズキ・メソッド関連の用語

用語	解説
本会	公益社団法人才能教育研究会のこと。日本における才能教育（スズキ・メソッド）の統括団体であり、その研究実践及び普及を推進している。
教育部	才能教育に関する教育研究機関であり、本会の認定指導者により構成される。本会の指導者として活動をするには、指導者認定を受けると共に認定料を支払い、教育部の部員となる必要がある。
地区	教育部が定める地域区分。「北海道・東北」、「関東」、「甲信」、「北陸越」、「東海」、「関西」、「中国・四国」、「九州」、「沖縄」の9つがあり、指導者は自身の居住地に応じていずれか1つに所属する。
教本	鈴木鎮一ピアノ指導曲集（才能教育研究会 編）のこと。
卒業制度	本会生徒が、教本の学習段階ごとに設定された課題曲を録音・提出し、審査を経て卒業と認定される制度。目標に向けて努力する姿勢を養う他、達成の喜びを積み重ねることで自信を育むことに繋がる。 ※ピアノ科課題曲は次の表を参照。

◆卒業制度 ピアノ科課題曲

科目	曲名／作曲者名
前期初等科	メヌエット ト長調／J.S. バッハのアンナ・マクダレーナ・バッハのための音楽帳より
初等科	ソナチネ作品36-3 第1楽章／クレメンティ
前期中等科	メヌエット1, 2とジグ（パルティータ 第1番より）／バッハ
中等科	ソナタ ハ長調 K. 545 全楽章／モーツァルト
前期高等科	ソナタ イ長調 K. 331 全楽章／モーツァルト
高等科	イタリア協奏曲 全楽章／バッハ
才能教育課程卒業 *1つを選択する。	* (1) 協奏曲 第26番ニ長調「戴冠式」K. 537／モーツァルト * (2) 協奏曲 第23番イ長調 K. 488／モーツァルト * (3) 協奏曲 第12番イ長調 K. 414／モーツァルト
研究科 A *1つを選択する。	* (1) パルティータ 第1番 全曲／バッハ * (2) フランス組曲より1組曲／バッハ
研究科 B *1つを選択する。	* (1) ソナタ第23番「熱情」／ベートーヴェン * (2) ソナタ第 8番「悲愴」／ベートーヴェン * (3) ソナタ第14番「月光」／ベートーヴェン * (4) ソナタ第17番「テンペスト」／ベートーヴェン

◆ピアノ科指導者養成関連の用語

用語	解説
研修生（ピアノ科）	准指導者制度で、ピアノ科准指導者資格を得るために研修を受ける受講生。担当指導者や親指導者のもとで実技や指導方法等を学ぶ。
初級指導者（ピアノ科）	本会の指導者職位の一つ。条件を満たす者が、試験に合格することで認定される。准指導者となるための講習を受けつつ、自身の教室を持ち、卒業制度における「中等科」を提出するまでの本会生徒（ピアノ科）を指導することができる。
准指導者（ピアノ科）	本会の指導者職位の一つ。研修生が本制度の講習を終え、試験に合格することで認定される。研究科レッスンを受講して正指導者を目指しつつ、自身の教室を持ち、卒業制度における「才能教育課程卒業」を提出するまでの本会生徒（ピアノ科）を指導することができる。
正指導者（ピアノ科）	本会の指導者職位の一つ。研究科レッスンを全て終えた准指導者が、その他必要な条件を満たすことで認定される。自身の教室を持ち、全ての課程の本会生徒（ピアノ科）を指導することができる。
親指導者	スズキ・メソードの教室で学んだ際に師事した指導者、または指導者養成制度への申込みの際に推薦を行った指導者のこと。なお、指導者養成制度における親指導者は、教本指導等に関わることから、指導歴 20 年以上であることが必要とされる。そのため、研修生が過去に師事した指導者の指導歴が 20 年に満たない、または退会により不在の場合は、担当指導者委員会での協議と会長の決議を経て、新たに別の指導者が親指導者として就任することとなる。
担当指導者	研修生または初級指導者に対し、准指導者認定までの講習を担当し、親指導者と協力して正指導者認定に至るまでのサポートをする指導者。担当指導者の指定を受けた指導者は、各地区に複数名がおり、研修生または初級指導者 1 名につき、1 名が受持担当指導者として配置される。
特別講師	各楽器科を代表する講師。本会の教育部所属ではない。初級指導者または准指導者に対しては、主に各楽器の演奏と楽曲の解釈を指導する。